

令和7年度 八輪衛生公苑最終処分場 維持管理状況

[illegible]

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			上流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22											
水質管理の結果の得られた年月日			R7.5.2											
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－										
	電気伝導率	mS/m	－	22										
	または塩化物イオン	mg/L	－	11										
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－										
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－										
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－										
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－										
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－										
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－										
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－										
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－										
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－										
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－										
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－										
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－										
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－										
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－										
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－										
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－										
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－										
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－										
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－										
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－										
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－										
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－										
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－										

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			下流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22											
水質管理の結果の得られた年月日			R7.5.2											
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	1 ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	10以下	－										
	2 電気伝導率	mS/m	－	47										
	または塩化物イオン	mg/L	－	24										
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－										
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－										
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－										
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－										
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－										
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－										
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－										
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－										
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－										
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－										
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－										
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－										
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－										
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－										
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－										
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－										
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－										
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－										
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－										
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－										
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－										
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－										
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－										

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			浸出水処理施設											
試料採取した年月日			R7.4.22											
水質管理の結果の得られた年月日			R7.5.2											
放流水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他 維持管理基準奨励 別表第一 (注2)	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	—										
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (注3)	—										
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	—										
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	—										
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	—										
	5 有機磷化合物	mg/L	1以下	—										
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	—										
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	—										
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	—										
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	—										
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—										
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—										
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2μ以下	—										
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	—										
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	—										
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	—										
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	—										
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	—										
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	—										
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	—										
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	—										
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	—										
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	—										
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	—										
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	—										
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	—										
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	—										
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	—										
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	—										
	29 水素イオン濃度 (水素指数)	-	5.8以上8.6以下	7.3										
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	2.7										
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	5.7										
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	16										
	33 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5以下	—										
	34 ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	—										
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	—										
	36 銅含有量	mg/L	3以下	—										
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	—										
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	—										
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	—										
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	—										
	41 大腸菌数 (注4)	CFU/mL	800以下	0										
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	5.8										
	43 燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	—										

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

(注4)：「大腸菌数3,000個/cf」から「大腸菌数800コロニー形成単位/mL」に基準改正された。（令和7年4月1日施行）

令和7年度 関町不燃物投棄場 維持管理状況

[illegible]

別紙1 周辺地下水（上流側）の水質検査結果 その1

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			上流側 井戸水											
試料採取した年月日			－											
水質管理の結果の得られた年月日			－											
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－										
	電気伝導率	mS/m	－	－										
	または塩化物イオン	mg/L	－	－										
維持管理基準奨励表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－										
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－										
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－										
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－										
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－										
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－										
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－										
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－										
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－										
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－										
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－										
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－										
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－										
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－										
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－										
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－										
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－										
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－										
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－										
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－										
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－										
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－										
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－										

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙2 周辺地下水（下流側）の水質検査結果 その2

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			下流側 井戸水											
試料採取した年月日			R7.4.22											
水質管理の結果の得られた年月日			R7.4.28											
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値											
その他	1 ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	1以下	－										
	2 電気伝導率	mS/m	－	47										
	または塩化物イオン	mg/L	－	15										
維持管理基準奨励別表第二（注2）	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	－										
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	－										
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	－										
	4 鉛	mg/L	0.01以下	－										
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	－										
	6 砒素	mg/L	0.01以下	－										
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	－										
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	－										
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	－										
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	－										
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	－										
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	－										
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	－										
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	－										
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	－										
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	－										
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	－										
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	－										
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	－										
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	－										
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	－										
	23 セレン	mg/L	0.01以下	－										
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	－										
	25 塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	－										

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正された(平成26年11月17日施行)

別紙3 放流水の水質検査結果

令和7年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				浸出水処理施設											
試料採取した年月日				R7.4.22											
水質管理の結果の得られた年月日				R7.5.2											
放流水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他 維持管理基準奨励 別表第一 (注2)	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	10以下	—											
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (注3)	—											
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	—											
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	—											
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	—											
	5 有機磷化合物	mg/L	1以下	—											
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	—											
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	—											
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	—											
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	—											
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—											
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	—											
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2μ以下	—											
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	—											
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	—											
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	—											
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	—											
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	—											
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	—											
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	—											
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	—											
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	—											
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	—											
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	—											
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	—											
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	—											
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	—											
	27 ぶつ素及びその化合物	mg/L	15以下	—											
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	—											
	29 水素イオン濃度 (水素指数)	-	5.8以上8.6以下	7.9											
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	0.5未満											
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	5.8											
	32 浮遊物質量	mg/L	60以下	1.0未満											
	ノルマルヘキサン抽出物 含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5以下	—											
	34 ノルマルヘキサン抽出物 含有量 (動植物油類含有量)	mg/L	30以下	—											
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	—											
	36 銅含有量	mg/L	3以下	—											
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	—											
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	—											
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	—											
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	—											
	41 大腸菌数 (注4)	CFU/mL	800以下	0											
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	0.2											
	43 燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	—											

(注1)：ダイオキシン類の検査について 採取した年月日：R●●●● 結果の得られた年月日：R●●●●

(注2)：【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年2月26日総理府令第5号）をいう。

(注3)：【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4)：「大腸菌数3,000個/cf」から「大腸菌数800コロニー形成単位/mL」に基準改正された。（令和7年4月1日施行）